

# 高石市教育委員会定例会会議録

(平成 29 年 12 月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 29 年 12 月 20 日午後 6 時 11 分
閉 会	平成 29 年 12 月 20 日午後 7 時 13 分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 木 寄 茂 巳 教 育 部 理 事 兼 次 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長 : 村 田 佳 一 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 長 : 吉 田 種 司 学 校 教 育 課 長 代 理 兼 人 権 教 育 推 進 室 長 : 清 水 寛 之 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 菅 原 庸 晴 こ だ も 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 社 会 教 育 課 長 代 理 兼 青 少 年 対 策 室 長 兼 た か い し 市 民 文 化 会 館 長 : 石 田 俊 彦 中 央 公 民 館 長 : 松 井 勉 教 育 総 務 課 長 代 理 : 上 田 麻 紀 教 育 総 務 課 主 事 : 安 岡 佑 美

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

### ・ 議案第 1 号 高石市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長	<p>議案第1号、高石市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について、学校教育課より説明する。</p> <p>本議案については、平成29年3月31日付で国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が改訂され、就学援助費における新入学児童・生徒学用品費の公費支給が可能になったことにより、本市においても保護者負担を早期に解消すべく、新入学児童・生徒学用品費の支給を中学1年及び小学1年に就学予定の児童・生徒の保護者に対し就学前に行うため、高石市就学援助費支給規則を改正するものである。</p> <p>改正部分について説明する。</p> <p>第1条の児童及び生徒を、児童もしくは生徒または就学予定の者に修正する。</p> <p>第2条の公立小学校・中学校または義務教育学校に在学する児童または生徒を、公立の小学校・中学校もしくは義務教育学校に在学する児童もしくは生徒または翌年度これらの学校に就学予定の者に修正する。</p> <p>また、第2条第2項に定める所得についての前年中に係る第4条の規定による申請日の属する年の前年（当該申請の日が1月1日から2月末日までの場合にあつては、前々年に修正する。第4条に定める規則についても同様に、前年中を前年）当該申請の日が1月1日から2月末日までの場</p>
--------	--

	<p>合にあつては前々年に修正する。</p> <p>第8条の申請があつた日の属する月を申請の属する月が4月か6月にあつては7月から、7月から翌年2月にあつては当該月に修正する。また、内容の改正ではないが、第1条、第5条、第7条第1項、第8条、第10条のよつをよつて、もつてをもつて、あつたをあつた、なつたをなつたに文字の修正を行う。</p> <p>加えて、申請書の様式第1号の改正をする。</p> <p>平成29年10月からマイナンバーを利用した市町村間の情報連携が本格的に稼働し、転入された就学援助費の受給申請者はこれまで1月1日現在住民登録されていた市町村が発行する所得証明書の提出が必要だったが、マイナンバーを利用した市町村間の情報連携制度を利用することで、証明書の取得及び提出を省けるようになった。この制度の利用について申請者の意向を確認するため、様式第1号を改正し、申請者の希望を確認した上で、希望者については、この情報連携制度を利用できるようにしていきたいと考えている。</p> <p>右下のマイナンバーを取扱課において取得することに同意しますの部分になっており、氏名等、押印が必要となる。</p> <p>なお、この規則は交付の日から施行したい。</p>
吉村委員	これは所得によって対象者が申請しなければならないが、申請できる条件がわかっていないとできない。お知らせ等対象者には連絡するのか。
学校教育課長	<p>まず、例年では4月各学年の当初に就学援助の申請についてという案内をしている。今回については、新たに3月支給に変わったことから、まず就学通知書を小学校、中学校向けに1月から発送する。その中に同封し、周知していく。</p> <p>また、広報たかいし1月号にもその旨掲載し周知する予定となっている。ホームページにも掲載予定である。</p>
西村委員	支給期間について、申請が5月や6月であれば、遅くなくても4月までさかのぼり支給できるのか。
学校教育課長	この4月から6月については、6月から所得の証明が確定するということもあり、4月から申請を受け付けているが、6月末までに申請があつた場合は4月にさかのぼり、その時点から支給する。7月以降についてはその月から支給という形になるので、案内にはその旨も明記して周知している。
西村委員	3月の申請をしたらどうなるのか。
学校教育課長	3月については、最終月になるので、2月まで支給と考えている。
採決	可決。

・議案第2号 高石市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長	<p>本議案について、平成29年4月1日付で学校教育法の改正があり、第37条第14項の事務職員の職務について、事務に従事するから事務をつかさどるに改正されたことから、本市小・中学校の管理運営規則を改正する必要が生じたため、高石市教育委員会通達第2条第1項第2号の規定に基づき、本定例会に議決をいただくために提案するものである。</p> <p>学校教育法の改正の趣旨は、教育指導面や保護者対応等により、学校組織マネジメントの中核となる校長、教頭等の負担が増加するなどの状況にあり、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務、財務等に通じる専門職である事</p>
--------	--

	<p>務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員等の適切な業務の連携分担のもと、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任を持って自己の担任事項として処理することとし、より主体的、積極的に校務運営に参画することを目指して改正されたものである。</p> <p>改正部分について説明する。</p> <p>第4条の6第3項の主査は上司の命を受けて担当事務を処理するを、主査は上司の命を受けて担当事務をつかさどるに改める。</p> <p>第4条の7第3項中、副主査は上司の命を受けて主査に準ずる業務を担当事務として処理するを、副主査は上司の命を受けて主査に準ずる業務を担当事務としてつかさどるに改める。</p> <p>第4条の8第3項中、主事は上司の命を受けて事務に従事するを、主事は上司の命を受けて事務をつかさどるに改めている。</p> <p>以上、3カ所の改正としたいと考えている。</p> <p>なお、この規則は交付の日から施行したいと考えている。</p>
西中委員	<p>具体的に本市の場合、事務職員や栄養職員が、教頭なり、いわゆる管理職のしていた仕事を分担するというのを、管理職の事務の軽減に非常に役立つような、具体的な計画を考えていくのか。</p>
教育部理事	<p>教頭職の負担軽減を踏まえ、2学期初めにも校長会を通じ、学校の事務職員と、教頭が行っている仕事を整理するという事で、学校業務を各校でどのように行っているかを調査した。その調査に基づき、事務職が担うことができる分野をもう一度整理していこうと進めており、一挙に責任を持つのではなく、来年度事務職員を交えて話をしていく。国の動きの中には事務職の共同実施というのがあり、事務職の仕事が増えても、事務職の負担になっても困るので、事務職同士の中で共同できる分野については共同実施をしていこうというものもある。また、府では、事務職員の加配を措置しており、加配も利用しながら、事務職員とも話をスタートしたところである。</p>
西中委員	<p>いわゆる事務職がこれにより職務が従来以上に重くなるということは、特に組合等との話し合いはできているのか。</p> <p>また、もう一つ自治体によっては事務職を副校長という形で任用しているところがあるが、本市はそういうことを考えているのか。</p>
教育部理事	<p>実際には事務職員の主幹級の職員を特別選考という形で教頭、それから校長としている市もある。ただ、本市としてはそこまで考えていない。</p> <p>また、責任についても、最初のスタートについては管理職の業務の負担を軽減する意味で、事務職員が担うことができる部分を担ってもらおう。主査は職階の部分もあるので、主査を中心に事務職員が学校運営の中でできることを考えていく。そういう形を今考えており、団体の話の中でも、ある一定打診はしているので事務職の負担にならないような形であれば、進めていけばいいのではという回答も内々ではあるが貰っている。</p> <p>それらを踏まえ、事務職員との話し合いを次年度は1年間かけ話をし、具体的にどういうふうにしていくかは、今後の話になっている状態である。</p>
西中委員	<p>特に、最近では教員の過重な労働が問題となっており、教員の学校事務の占める割合は非常に大きく、本来の仕事である教育とそれ以外の事務的なことが非常にウエートを占めており、何とかそれを軽減したいという、考えがこの中にはあるのではないかと。そういう意味では、事務職員を学校の単なる事務の処理ではなく、学校の教育全体のマネジメントをするような、そういう立場で任用するという事も今後考えていく必要</p>

	があるのではないかと。また検討していただけたらと思う。
採決	可決。

・議案第3号 平成30年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項の策定について

学校教育課長	<p>本議案は、高石市教育委員会通則第2条第1項第4号の規定により、本定例会の議決をいただくため提案したものである。</p> <p>平成30年度高石市立小・中学校教職員人事基本方針については、10ページ以降にある。</p> <p>人事基本方針及び取扱い上の留意事項については、昨年のもので新たな変更をした点はない。本市としては、この基本方針に基づき、取扱い上の留意事項として、教職員の人事については、引き続き新規採用職員を大阪府に要望し、人材育成を図り、各学校においては、教職員の年齢別、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力、人間関係等も配慮し、それぞれの学校に適合する教職員を配置したいと考えている。</p> <p>また、新規採用後の同一校4年以上勤務する者については、6年をめどに教育経験を豊かにさせるため計画的な異動等を行う。現任校で7年以上勤務する者については、10年をめどとして計画的に異動を行い、さらに校長及び教頭の人事については、年功序列、性別、学歴等にとらわれることなく、広域的な人事交流に十分配慮しつつ、指導力、適性等を勘案して配置していきたいと考えている。</p>
西中委員	基本方針案について異論はないが、いわゆる基本方針に従わない教員というのはかなり減ってきているのか。
教育部理事	私が人事を行った中では、人事に従わない者は出ていない。
採決	可決。

・議案第4号 高石市個人情報保護審査会への諮問について

学校教育課長	<p>本議案は、高石市教育委員会通則第2条第1項第13号の規定により本定例会の議決をいただきたく提案するものである。</p> <p>諮問内容については、高石市個人情報保護条例第7条第4項及び第8条第2項の規定に基づき、高石市個人情報保護審査会に対し、17ページから18ページにある、児童・生徒の健全育成に関する学校警察相互連絡制度の協定を高石市教育委員会と大阪府警察本部が締結し運用する上で、児童・生徒の個人情報を大阪府警察本部から収集し、また大阪府警察本部に提供することになることから、児童・生徒の個人情報収集及び外部提供することについて、平成29年12月26日に開催予定の審査会に諮問することを承認いただくものである。</p> <p>諮問内容についてである。</p> <p>青少年の非行やいじめ等問題行動の多様化・深刻化し、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事象が増加している状況である。児童・生徒の健全育成のためには、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保の観点から、学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図ることが必要となっている。全国的にも学校と警察が必要な情報を相互に連携させ、児童・生徒の健全育成を図る、児童・生徒の健全育成に関する学校警察相互連絡制度を導入する動きが広がっている。</p> <p>そこで、高石市教育委員会及び大阪府警察本部が協定を締結し、非行</p>
--------	---

	<p>やいじめ等問題行動、犯罪被害の防止及び安全確保に関し、必要な情報の連絡を相互に取り合う連携を行うことにより、青少年の健全育成を図りたいと考えている。</p> <p>次に、35ページの大阪府警察本部と府内各市町村の協定締結状況についてである。予定も含め、既に32市町村が締結している状況である。</p> <p>なお、この制度の運用については、21ページから34ページにある、児童・生徒の健全育成に関する学校警察相互連絡制度の協定書に基づく連絡実施に係るガイドラインを策定し、このガイドラインの内容に沿って、個人情報保護に努めていきたいと考えている。</p>
吉村委員	<p>9連絡方法及び記録書の作成の四角で囲んだ表についてだが、これを見ると、事案が発生した場合、学校が教育委員会に先に報告して、教育委員会の承諾を受けた上で警察に連絡するという認識でいいのか。</p> <p>上にも書いてあるように、緊急かつやむを得ない事情がある場合以外は、必ず教育委員会に先に事前連絡が来るという認識でいいのか。</p>
学校教育課長	<p>協定書においては、学校等から警察署等への連絡対象事案について定めており、学校長、警察署長が電話または面接による口頭連絡ということになっている。ただ、この協定書だけだと教育委員会が知らない場合、警察と学校長が連絡を取り合うという形になるので、緊急やむを得ない場合は別だが、通常の場合は教育委員会にまず相談協議を学校長がして、その上で学校長から警察署長と連絡を取り合うという流れになっている。</p>
吉村委員	このガイドラインはどの程度拘束力があるのか。
学校教育課長	これらは、高石市教育委員会で定めるものであり、所管の小・中学校については、このガイドラインに沿って運用が必要となっている。
西中委員	学校と警察、特に教育委員会が中に入って連携を保つことは非常にいいことだと思うが、保護者はどんな位置づけになっているのか。
学校教育課長	<p>それについては、今回個人情報保護審査会への諮問はその部分であり、センシティブ情報の提供という部分と収集という部分について、保護者の了解なくしてやりとりが可能になるということである。</p> <p>今回この旨を、個人情報保護審査会に意見を頂戴するという形になっている。</p>
西中委員	保護者の了解がなくても情報のやりとりができるということか。
学校教育課長	そうである。
西中委員	例えば、保護者が自分の子どもの情報が警察に提供されているということは、承認が無くても良いため全くわからないということか。
学校教育課長	<p>それについては、高石市個人情報保護条例の根拠条項があり、個人情報の収集と個人情報の外部提供について、条例第7条第2項第2号及び同条第3項第8条、個人情報取り扱い事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるときと、個人情報の外部提供については第8条第1項第5号、個人の権利利益を侵害するおそれがなく、公益または市民の福祉増進のために必要なときのためという、この根拠条項に従い、適用する場合には、個人情報保護審査会に諮問するという事になっているので、今回諮問をする。</p>
西中委員	いろいろ説明いただいたが、なかなか理解しにくい。
佐野教育長	わかりやすく説明していただきたい。
西中委員	具体的な事例として何か出ているのか。
学校教育課長	<p>例えば、学校から警察へはどのような事案について連絡するのかというケースを紹介する。</p> <p>児童・生徒の生命、身体の安全が脅かされるような重大な事案のため早急に安全確保が必要と判断されるものというようなケースである。</p>

	<p>また、学校の対応のみでは解決が困難と判断されるもの。例えば、児童・生徒が、他の児童・生徒や教員に対して暴力行為を行うため、教師が再三にわたり指導しているが、行状が全く改善されない場合。</p> <p>事例2の場合について、事例をもう一つ挙げると、いじめ等の問題行動において、被害児童・生徒及びその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求める場合。これらの場合に学校から警察への情報提供連絡をということになっている。</p> <p>また、警察から学校へはどのような連絡があるのかということについて、その学校に在籍している誰かが、オートバイに乗って帰宅途中の女性からハンドバッグを取ったため、ひたたくり事案の被疑者として逮捕したというような事案が警察から学校に連絡が入るといったようなケースである。</p> <p>そのため、これについて制度を制定した際には、市民、または保護者に対して周知していく必要があると考えている。</p>
西中委員	今の事例、いずれも保護者には連絡するのか。連絡なしで警察から学校、あるいは学校から警察ということはあり得ないように思うが。
学校教育課長	この保護条例の適用、先ほど申した条項を適用するために今回諮問して意見を頂戴し行うので、保護者の了解は必要ないようにするため今回この保護審査会に諮問するものである。
西中委員	例えば窃盗を働いたときに警察から学校に連絡する。そのことについては保護者には連絡しなくていいということか。
学校教育課長	これまではそういう対応事案も学校には来ずに、家庭裁判所からの照会情報が学校に突然届くというケースもある。そのため、今回はそのような逮捕事案が発生した場合には警察から情報提供が、連絡が入るといった形になっている。
西村委員	<p>その連絡があったら、必ず保護者に報告しなくてはいけないということではなく、当然、逮捕されたという情報を得たら、指導や教育的指導の内容として当然保護者には伝えるという趣旨なのか。</p> <p>あるいは警察に情報提供しなくてはいけないときに保護者が協力的でないときにできないというのでは困るため、そういう意味ではどうなってもこれを使って提供できるという趣旨なのかと理解した。</p> <p>当然、そういうことがあれば保護者に対する指導もするという事なのかと思う。</p>
西中委員	それは当然のことだと思う。
西村委員	<p>もう一つ気になったのは、警察からの情報なり、学校からの情報にしても、自分に関して間違った情報が提供されたときに、それを自分がどういう情報が提供されていて、それについて訂正したりする機会がどう保証されるのか。</p> <p>例えば、自殺した子どもで、万引きしたと疑われて指導を受けたというケースもあった。実際は冤罪だということを、情報を提供することによって、訂正をする手段がどう確保されるのか。その前提として、自分についてどういう情報が提供されているかを知ることができるのかを教えてください。</p>
学校教育課長	<p>西村先生の指摘のとおり、情報をやりとりするには正確性が必要であると考えている。</p> <p>警察から学校へ提供する情報については警察が、学校から警察に提供する情報については学校が責任を持って行うというのは前提となっており、いろいろな事案全てを警察と連携するというのではなく、学校長が必要に応じて行う。特に、このガイドラインにおいては、大阪府教育委員会が作成した5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート、こ</p>

	のレベル3からレベル5に該当するものについて、大阪府の教育委員会も警察や関係機関と連携するようというレベルに認定しており、これに基づいていきたい。もちろん、その情報の正確性は、学校長、また警察が責任を持って行う必要があると考えている。
西中委員	保護者が解決に協力しないというのであれば、当然この適用は受けられると思うが、そうではない場合、学校と警察が自分の子どもについて保護者への情報提供なく、やりとりするというのは個人的にあまりよくないと思う。
学校教育課長	もちろん個人情報保護審査会にかけて認められた場合においても、本人、または保護者の同意は必要ないというのは先ほど申し上げたとおりであるが、保護者等からの問い合わせがあった場合には、本制度の趣旨を丁寧に説明し、その連絡した内容について伝えるのは当然のことだと考えている。
採決	可決。

### ・報告第1号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>平成29年第4回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた下記3件の議案のうち、教育委員会に係る部分については、高石市教育委員会通則第2条第3項規定に基づき、異議がないものと教育長が臨時代理したので、報告するものである。</p> <p>議案について説明する。</p> <p>まず、1高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び高石市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、大阪府の福祉医療費助成制度が再構築されたことに伴い、本市においても障害者医療費助成制度の改正と同じく、大阪府と同様の改正を行ったもので、施行期日は平成30年4月1日である。</p> <p>なお、精神科への入院にかかる給付については3年間の経過措置がある。</p> <p>次に、2高石市市税条例等の一部を改正する条例制定について、教育委員会事務局に係る部分については、51ページが一番下になる、第6条の高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する助成の一部改正の部分と、52ページが一番下の第5条、附則の第5条になる、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置の部分である。</p> <p>最後に、平成29年度高石市一般会計補正予算について65ページである。</p> <p>中段の教育総務費、教育費委員会費の積立金、文化スポーツ国際交流基金積立金154万円の増額は、歳入の61ページが一番下にある、ふるさと寄附金の増額に伴うものである。</p> <p>65ページに戻り、その下の事務局費のシステム改修委託料50万8,000円の増額。さらに、もう一つ下の段の小学校費の就学扶助費の268万円の増。</p> <p>66ページ、中学校費における就学扶助費459万8,000円の増については、本日決定した議案第1号の関連である。これらの経費は、本年度まで入学後に支払いし新入学児童・生徒学用品費の年内支給までに必要な経費となるものである。</p>
西中委員	この高石市のふるさと寄附金という1,700万円というのは、全額か。
教育総務課長	今回補正で、1,005万4,000円が当初の補正前の予算額であったが、これに対し1,700万円の補正増額を行い、補正後は2,705万4,000円、1,700

	万円の補正増である。
佐野教育長	全体で2,700万円である。
西中委員	1,700万円というのは、本市に寄せられたふるさと寄附金の全額か。
教育総務課長	先ほど申し上げた合計の2,705万4,000円、この数字が最終的の見込みで、歳入の予算という形で補正を行っている。
西中委員	予算化はしたが、実際は1,700万円しか入らなかったということか。
教育総務課長	この補正予算前の予算が1,000万円であり、今回1,700万円補正予算で増額したので、決算額の見込みとしては2,705万4,000円になるとして歳入予算をだしている。
西中委員	1,700万円補正したということか。
教育総務課長	今回は当初は1,000万円しかなかったのを1,700万円増額し、2,700万円に変えた。
西中委員	ふるさと寄附金が2,700万円入ったということか。
教育総務課長	2,705万4,000円というのは今年度の決算見込みとして、予算を計上している。
西中委員	1,000円単位まで数字が出ているので確かな数字なのか。
教育総務課長	予算額としては2,705万4,000円である。
佐野教育長	あくまでも予算。
教育総務課長	そうである。
佐野教育長	承認する。

#### ・報告第2号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>平成29年第4回高石市議会定例会に提出する再議書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた、68ページ記載の対象については、高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき、教育長が異議がないものと臨時代理したので、その旨報告するものである。</p> <p>なお、再議書は68ページにある、12月4日に市議会において可決された高石市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定については、再議書中段から下に記載の理由により異議があるため再議に付するという内容のものである。</p> <p>意見聴取に係る報告についての説明は以上である。</p>
西中委員	これ高石市立幼稚園条例改正することは適当でないということは、我々が提案した保育料の値上げ等を含めた、この教育委員会の提案については、否決されたということか。
教育総務課長	<p>今回再議書に上がった幼稚園条例の一部改正する条例制定の内容は、幼稚園の利用者負担額について、今回、夏に規則改正した以前の料金体系を条例の中で定めていくという内容のもので、また、利用者負担を決定する際の子どものカウントの仕方において、小学校3年生までという制限を小学校6年生までに改める。その2点の改正を条例にするという内容であった。</p> <p>結果については、改めて議長を含めた出席議員の3分の2以上の賛成をもち、16名の投票で9票の賛成票、7票の反対票ということで、3分の2に当たる11票まで賛成が届かなかったため、この条例については否決されたということになっている。</p>
西中委員	この再議書が提出され議会で審議し、結局、議論したが、その提案どおりで可決されたということか。
教育総務課長	教育委員会が定めた規則のままの状態である。
吉村委員	この再議された議案の出された主目的というか、主張を教えてください。

	きたい。
教育部長	市長から再議書提出された理由の1番目として、今現在幼稚園の条例について、利用者負担額を規則で定めると条例上規則委任をされている。 教育委員会の委員においては、議会の同意を得て選任をされた人たちであり、合議制による教育委員会で規則委任をされた利用者負担額を審議し改正したいということで、教育委員会を独立した行政委員会であるため、市長が教育委員会の決定を尊重したということである。
佐野教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
佐野教育長	承認する。

・報告第4号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成29年12月20日から平成30年1月9日までの行事について説明。
佐野教育長	承認する。

その他委員長が必要と認めた事項

教育部理事	学校教育関係で少し2点良い報告がある。 一つは、平成25年から、教育課程の特例校を認めていただき小学校1年から英語教育を推進しているが、その結果の検証ということで、英語判定能力テストというのを本市実施している。 今年度は、その英語判定能力テストの名称が英検のI B Aと名称が変更になっているが、その結果が12月11日に届き、昨年も結構効果が出てきた。今年度、小学校外国語活動の学習の効果検証として、中学1で実施している5級のレベル以上が昨年は57%ほどだったが、それがことしは69%に上昇した。 また、中3で大体中学校英語の学習の効果検証として3級レベル以上の能力があると判定された者が、昨年は約30%だったが、今年は約40%に上昇したということで、非常に英語の学習の効果が顕著に出てきた。 もう一点、次期定例会の翌日になるが、1月12日に平成29年度の武道等指導充実・資質向上支援事業という形で、スポーツ庁が主催の全国連絡協議会ということで、柔道連盟や剣道連盟や空手連盟、少林寺拳法の連盟とか集まる。国立オリンピック記念青少年総合センターの連絡協議会の中で、各都道府県等の武道指導の実践報告の事例発表ということで、本市が全国で1市選ばれ、その事例紹介に学校教育課から3名出席し報告する。
佐野教育長	うれしい報告を2点、ありがとうございます。今後とも現場のご指導よろしく願いしたい。
西中委員	何故、本市が選ばれたのか。
教育部理事	実は昨年大阪府から武道講習の依頼を受け、その講習で剣道中心に講習をし、その報告を大阪府にした。大阪府はその事例報告を、国のスポーツ庁へ挙げて、その実践報告の事例の中で、本市の取り組みが、目にとまったという形である。依頼は本市という形で、府に依頼が来て、本市が受けたということである。
西中委員	すばらしいことである。

佐野教育長	これで閉会とする。
-------	-----------